

令和6年度 尼崎市子ども・子育て審議会 第2回計画策定・推進部会 議事録

開催日時	令和6年10月24日(木) 午後6時30分～
開催場所	WEB会議(zoom)
出席委員	伊藤(嘉)委員、瀧川委員、松島委員、梅本委員、濱名委員、仲波名委員、山縣委員、平之内委員
議題	1 (仮称) 尼崎市こども計画について 2 第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画の記載内容について 3 その他
資料	資料1 (仮称) 尼崎市こども計画について 資料2 第3期子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域について 資料3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み確保方策について 参考資料 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の記載

開会

- 事務局より委員の出席状況確認(13名中8名出席)と傍聴者1名について報告
- 会長より議事録確認委員(梅本委員、濱名委員)指名
- 事務局より配布資料の確認

議題1 (仮称) 尼崎市こども計画について

- 資料1(～P15)について事務局から説明。
(質疑なし)
- 資料1(P16～P25)について事務局から説明。

委員

最後に出されたいくしあの資料はデザインがまだできていないとのことだが、この資料は全て市民向けか。

事務局

計画の他のページと同じようなデザインになり、18～19ページに入ることになる。

委員

そうであれば、「要対協」や「児相」等の略語をなるべく普通の言葉にした方が良いと思う。

事務局

計画に反映させる時には、そのようにしたい。

委員

内容としては何の問題もない。家庭に行って虐待等の防止をしていくことはあると思うが、例えば学校や保育園・幼稚園の関わりの中での虐待の通報、保護者対応が必要な場合がある。その機能も挙げていかないといけない。第一はこどもの権利だと思うし、その権利を擁護するために保護者対応が必要なのは分かるが、子ども達が所属している組織との関係が今一つ弱い。所属している組織についての評価、サポートも必要ではないか。そのことについて、どこかに書かれているのか。

事務局

いくしあは直接の担当ではないが、聞いている限りでお伝えしたい。いくしあは総合相談機能があり、かつケースワーカーも配置されていて地域と連携している。それが虐待の場合は、地域の色々な機関と連携し、一貫した処遇ができるように市で児童相談所を設置する流れになっている。組織との十分な連携は難しい部分もあるが、まず課題として認識している。

委員

児相は県の組織だし、いくしあは市の組織だが、取り扱っているこどもは同じだったりする。虐待になると、県の児童相談所に行く。その時に、県の児童相談所といくしあ、あるいは施設との総合連絡や総合協調が難しいと考えている。県にも要望していく必要があると思うが、その連絡が途切れているように感じる。虐待通報をしても後の連絡がなく、そのとぼっちりが園や関係者にくることもあるのではないか。ここに書くかどうかは別として、課題としては挙げても良いのではないか。

事務局

児童相談所は令和8年度から市が設置して運営していくので、そのあたりは今より解消されると思う。特に、処遇関係については改善されると思う。ご意見も含めて担当課等と共有したい。

事務局

事務局の補足をしたい。表示されている【今後の取組】の2つ目「令和8年度からは、児童相談所での緊急的・専門的な支援も実施します。また、関係機関や地域の支援団体とも連携しながら～」の「関係機関」には、学校や幼稚園・保育所等も含まれる。計画には一つ一つのケースワークについて書ききれないが、行政だけでまかなえることではないので、官民協働の取組を進め

ていく。また、児童相談所設置にあたっては、市が行う予防的な支援だけでなく、児童相談所が行う介入的な支援、場合によっては緊急保護もあり得る。そういう面も含めた支援を一体的に提供できるような形で児童相談所を設置しつつ、また、いくしあでの寄り添い型支援を展開していく。それにあたっては、ご指摘のとおり民間のさまざまな関係機関との連携協働を今後も取り組んでいきたいと考えている。

委員

④の障害を抱えるこどもの支援の課題の2つ目に「特別な支援が必要なこどもや医療的ケア児の保育や放課後児童育成のニーズに対応」とある。ここには学校がないが、そのあたりの考え方について教えてほしい。

事務局

内容的に保育と学校が重複して入っているところがある。書き方を工夫したい。他のパートでも同様の指摘を所管課の課長からもらったが、教育と保育について書き分けてほしいと言われることと、一緒にしてほしいと言われることの両方あり、表現に苦慮している。違和感がないよう、伝わるように検討したい。

委員

どの機関を利用しても、どのところであってもというところが強調される方がより良いと思うので、書きぶりの工夫が必要だと思う。

事務局

おっしゃる通りである。例えば教育分野では教育振興基本計画を策定中で、そこにもインクルーシブ教育の取組について具体的に書かれているが、保育では体系的に書かれていないものはない。そうすると、どこまでがどれだけ交わるのかの表現が難しいところがある。それが全部含まれていることを上手く伝えるにはどうすれば良いか、苦労しているところが実際である。検討したい。

部会長

書きぶりに誤解がないようにということと、統一した方が分かりやすいと思うので、検討願いたい。

障害のところは8～9ページとリンクするが、ここで「こども・若者の意見聴取や意見表明の機会の確保と政策への反映」とあり、あらゆるこどもの意見表明について書かれている。障害のあるこどもの意見表明権の保障や意見聴取、つまり言葉で意見や意思を表明できない人の意見表明権も保障することをここで書くのが良いのか、8～9ページのこどもの権利の文脈で書いた方が良いのか、どちらかには入れた方が良かったので、検討願いたい。

事務局

レイアウトと文章も含めて検討の上、18日までに共有できるようにしたい。

委員

18～19ページのまだデザイン化されていないところに、大事なことがたくさん書かれている。「社会的養育経験者」や「ケアリーバー」は市民には分かりにくいので、何か補足をした方がよいのではないか。

事務局

何とか2ページに収めたいと考えているので、どこかに補足を入れるようにしたい。

● 資料1（P26～）について事務局から説明

委員

2点教えてほしい。27ページの中ほどに「一人一台貸与されているタブレット」という記載がある。高校生のタブレットの補助がなくなり、親の負担が増えるとニュースで見た。今回のこども計画では高校生も入るとした場合、この一人一台貸与は高校生も入るのか、義務教育だけなのか、そのあたりの見通しが分かれば教えてほしい。

もう1点は、こどもの居場所について。ユースプラザ、いくしあ等があるが、尼崎市内の地域総合センター等既存の施設の連携・活用についてはどうお考えか。

事務局

まず、タブレットについて小中学校の貸与は確認している。市立高校はタブレットなのかパソコンなのか存じていない。ICT教育は間違いなく実施されていると思うので、状況だけ確認しておきたい。

事務局

地域総合センターとの連携・活用について、指定管理者と地域総合センターが連携し、サテライト事業として出向いて事業を実施している。所管局は違うが、地域総合センターだけでなく地域課も同様に連携しており、サテライト事業の中での連携は今現在も行っているところである。課題として、ユース交流センターは市北東部にあり、遠方から子ども達が来にくいことがあるので、総合センターはじめ地域課との連携は今後もより一層力をいれていきたい。南部に大きなユースセンターを民営で設立された団体があり、そことも連携協定を結んで南部の拠点として活動していただいている。それは一例だが、全市的にユースワークの展開に来年度以降も力を入れていきたいと考えている。

委員

今の説明内容は、こども計画のどのあたりに書かれているのか、また、どこで理解すれば良いのか、教えてほしい。

事務局

31 ページの今後の取組に「居場所づくりを引き続き行っていきます」、「ユース交流センターの取組が全市で展開されるよう、各地域課と連携しながら、各地域におけるユースワーカーの養成を図ります」と記載している。ご指摘いただいた点について、言葉が不足していると思っていたので、もう少しここに盛り込んで書き込み、次回全体会で改めて全市的なユースワークについてお示しできればと思う。

委員

28 ページの「個の尊厳や人権が尊重され、一人ひとりが自分らしく生きることができる教育の推進」は、その通りだと思うし、そうありたいと思う。例えば先ほどの虐待やいじめはこどもに起きているものでもあるが、それを行っている保護者がいることを忘れてはならない。最近カスタマーハラスメント、理不尽な要求をしたり高圧的な態度をしたりなど、こちらが一生懸命寄り添って対応しようとしているところを逆にとり、どこまでも自分の要求を貫こうとする、非常識なことを非常識と思わない保護者が増えてきているように思う。この「個の尊厳や人権が尊重され～」は、こどもはもちろんだが、こどもに関わるすべての大人についてもされるべきだと思うが、そこに全く触れられていない。東京都はカスハラ条例の対象に学校も入っている。いじめや虐待を行っている保護者への対応に疲弊して辞めていく方も多いので、どう考えているかお聞きしたい。

事務局

東京都で条例が作られたことは知っているが、今回のこども計画では中心がこども達の支援やこどもを養育する親の支援である。こども大綱がそういう建てつけになっている。ご意見の内容を記載する箇所は、該当がなり。ただ、こどもに関係する大人がある程度良い状態で仕事ができないといけないということは、そのとおりだと思う。しかしながら、この子ども・子育て審議会で論議して市として方針を出すことは、審議会の所掌事項からみても難しいと思うし、こども計画で論議するのが合理的なのかというと、少し違う気もする。

部会長

委員のご指摘も非常に重要だと思う。ただ、カスハラという言葉を使ってしまうと、親と敵対関係になってしまう。それは、この審議会としても本意ではない。ただ、ご指摘はとても大事で「支援者支援」という言葉を使うと、親も先生も保育士もみんな入る。つまり、こどもに直接支援することだけではなく、こどもを支援する大人を支える仕組みが必要という、支援者支援論の議論がある。「支援者支援」を使うと、誰も傷つかない。色々な文脈で大事になっ

てくると思うので、限られた紙面の中にどう入れ込むのかすぐに答えは出ないと思うが、そういう視点がどこかに入ると良いと思う。「やります、やります」と行政としての計画を立てても、実際にやるのは現場の先生方なので、そこでしんどいという印象を持たれるのは、こちらとしても本意ではない。どう入れ込むのか、書きぶり等については工夫が必要である。また、どのページにも関わることだと思うので、事務局で検討願いたい。

28～29 ページの〈日本語支援を必要とする幼児児童生徒への支援〉〈いじめ防止〉について。尼崎市は、人権文化いきづくまちづくり審議会という審議会もあり、そちらでも外国にルーツのある人や子ども達への日本語支援や、いじめ防止について計画を立てている。そことの整合性・調整はされているのか。

事務局

正直に申し上げますと、今はまだ人権の方は照会していない。今後よ幅広い関係課に照会・確認をお願いするので、その際には人権を担当する所管課にも確認いただく。

部会長

人権文化の審議会にみてもらう時に、ここもそうだが、最初の方の意見表明権についてもお願いしたい。

事務局

どちらかという先ほどのページは教育パートと考えている。全体の人権啓発については、子どもの人権擁護のところがメインと考えているので、そんな形で照会する予定にしている。

委員

49 ページ下の「発達障害の早期発見・早期支援に向けた取組」に、「就学時健診の結果から支援を必要とする可能性のある児童の情報」を取ると書かれていて、これはまさにそうだと思うが、数年前から保護者に通知を出して就学相談を実施することになっている。保護者からの申し出で情報をとる形に今は変わっていると思うが、そのあたりはいかがか。

事務局

発達障害については、主となるのは教育委員会の特別支援教育担当になり、就学相談の受付自体も特別支援教育担当の所掌事務になっている。データ連携実証事業の2つ目の発達相談に関しては、いくしあのシステムと連携を行いながら支援を展開していくことになるが、その前段となる。例えば、就学時健診からのデータの読み込み等に関しては、教育委員会からの説明の方がより正しくお伝えできると思うので、私から回答するのは難しいところがある。

委員

教育データが、いくしあと教育委員会の2本立てになっているところが気になっている。そこが一本化されていることが望ましいと思い、発言させていただいた。検討願いたい。

その上の「虐待などの早期発見・早期支援に向けた取組み」の中の「ソーシャルワーカー」の「ソーシャル」と「ワーカー」の間にスペースが空いているので、修正願いたい。

事務局

修正する。

委員

15 ページの尼崎市の地図があり、これからのまちづくりについて色々な計画があると引用されている部分について。「安心」「快適」というキーワードがあるので、例えば前市長が決断された阪神・尼崎の風俗エリアを撤去して暮らしやすいまちづくりを整備していること、南部の大庄地区の大庄北プラザの南側に新たな公園整備を地域の人とボトムアップしながら計画を立てている等の紹介を入れても良いのではないか。

事務局

ここに記載しているのは、まちづくりの所管局等と調整する中で、紙面の関係もあり、ここに記載されているようなものになっている。

部会長

他にいかがか。よろしいか。

それでは、議題1についてはここまでとしたい。本日提示された計画案については、一部未完成のところもあるが、どういったものができあがるかはイメージしていただけたと思う。次回11月の全体会では、パブリックコメントのためのほぼ完成形を事務局から提示いただく予定である。本日のご意見も踏まえて、事務局で引き続きブラッシュアップの作業をお願いしたい。

それでは、議題2に移る。

議題2 第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画の記載内容について

- 資料2、資料3、参考資料について事務局から説明。

委員

たくさん事業をする中で、とても人手が必要だと思う。ショートステイ事業の里親の確保の見込みについて、予定があれば教えてほしい。

部会長

現時点では尼崎市内の里親にお願いしているのか、それとも西宮児相の里親も借りているのか。ショートステイ自体は市の事業なので窓口は市役所だと思うが、契約している乳児院や養護施設は市外もあると思うので、そのあたり補足願いたい。

事務局

現在、里親の確保・認定作業は都道府県が行う。尼崎市の場合は、兵庫県尼崎こども家庭センターが認定を行うことになるので、現状尼崎市内でどれくらいの里親の数が必要なのかは立っていない。ただし、現在尼崎市内では 49 の里親が登録されている。このショートステイ事業の中で、これまでは施設での預かりしか行っていなかったが、例えばご家族の介護や看護、ご本人のレスパイトといった育児疲れ等を少しでも軽減していくためには、もっと受け皿が必要になる。施設とは異なる里親のご家庭で預かることによって、こどもにとっても負担がかからない。また、市内にお住いの里親であれば、預けたいと考えている保護者にとっても負担が少ないと考え、7月から実施している。市内 49 の里親の中でショートステイを受けても良いとおっしゃっているのは、確か 18 家庭だったと思う。利用もこれからになるが、徐々に相談が増えている状況である。

委員

もう一点、病児保育について。訪問型として新たに対策を考えられているが、どのような形で人の手配をするのか。いわゆる家政婦のようなイメージで1対1なのか。

事務局

西淀川区等で先行事例がある。こどもの保育に長けた方を募り、要望があればご自宅にスタッフが伺い、ご両親の代わりに一時的にこどもの面倒をみる事業になる。実際のところ、大阪でも共済型として会員を募ることによって低価格でご利用いただける制度を導入しているので、本市でもその制度を利用しようと考えている。

委員

病児保育は、自分のこどものことでも大変お世話になった。専門的な知識が必要なことが多いと思うので、大変だろうと思い質問させていただいた。

部会長

大阪のものも、必ずしも看護師や保健師の有資格者ではなく、医療的ケアがそんなに必要ではない子でも訪問看護のような形でできるものを提供していると理解している。

ショートステイについても、市内に 49 家庭里親登録があるうちの 18 家庭が受けると回答しているとのことだが、里親になる人達のモチベーションは皆が皆、ショートステイを受けたいわけではなく、一人の子を長く養子縁組に近い形で育てたい方もいらっしゃる。今後の課題として、

広報・啓発が必要である。ショートステイ里親を尼崎市として実施していくために、短期間でも預かってくださる里親さんを募るリクルートや広報・啓発を、今後児相も準備している中でどう展開していくのか、検討願いたい。

事務局

里親の募集については、おっしゃる通りである。兵庫県とも協働し、里親出前講座を今度の土曜日にも開催する。そういうところでも児童相談所、いくしあと連携して、少しの期間からでもどうですかという広報と合わせて、周知・啓発を進めたい。

部会長

先ほどの議題で支援者支援の話もあったが、ショートステイを受けてくれる里親のバックアップ体制も併せて整えていく必要がある。ショートステイを必要としている子で簡単な子はあまり来ない。育児疲れとあったが、親が疲れているということは、こどもはもっと疲れている。ショートステイを受けるにはレベルの高い里親でないと難しいこどもが多い。里親支援も含めて、尼崎市としてどう整備していくか考えていきたいと思う。

事務局

現在、尼崎市でも里親支援専門相談員という里親支援を専門的に担当する相談員が、児童養護施設子供の家にいる。ショートステイ事業についても子供の家と協働しながら、里親のフォロー、研修、広報・啓発も一緒に取り組んでいる。今後、児童相談所の設置に向けて里親支援センターも検討している。ご意見については検討していきたい。

部会長

ご意見がなければ、報告いただいた第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画の内容について一旦確定となるが、よろしいか。

(委員一同異議なし)

部会長

なお、今後は事務局で本日のご意見・ご質問等を踏まえて、計画の完成に向けてブラッシュアップ作業をお願いしたい。

議題3 その他

- 今後の審議会のスケジュール等について、事務局から説明。

部会長

本日の議題は全て終了したので、令和6年度第2回尼崎市子ども・子育て審議会 計画策定・推進部会はこれで終了とする。

閉会

以上